



大町溝

No. 142

平成25年 1月 1日発行

発行者

山形県酒田市砂越字小形111番地
大町溝土地改良区 理事長 佐藤 良

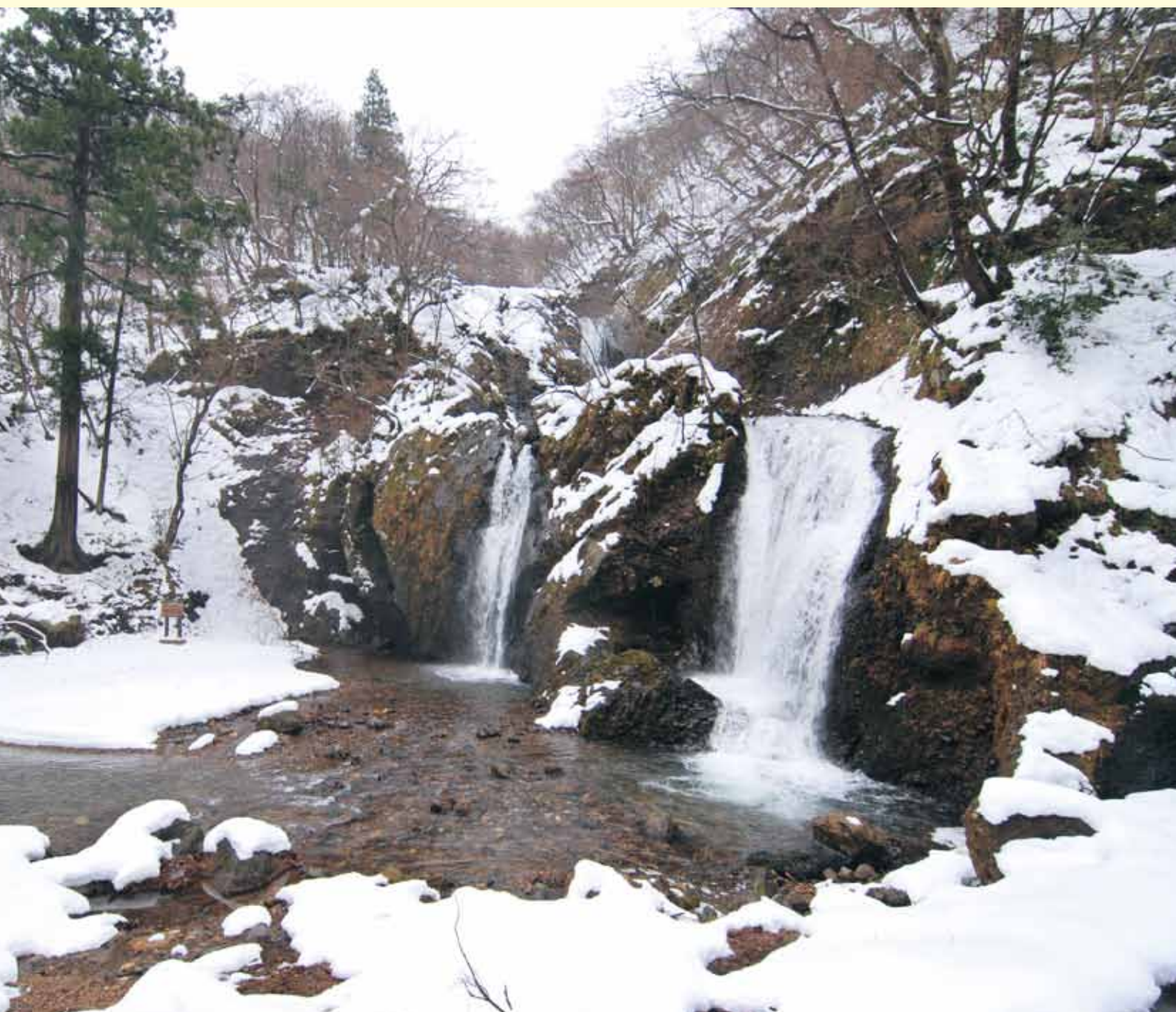
TEL 0234-52-2350(代)

FAX 0234-52-3515

URL <http://o-machikou.info/>

Email info@o-machikou.info

謹賀新年



飽海三名瀑 名勝 「十二滝」 酒田市北俣地内

新年にあたり



大町溝土地改良区

理事長 佐藤 良



平成二十五年の新春を迎え、組合員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

常日頃から皆様より大町溝土地改良区の事業運営並びに農業農村整備事業推進に、特段のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成二十四年度はその後の天候に不安を残すかのように四月の爆弾低気圧で幕を開け、整えたばかりのビニールハウスに被害を受けた方も多かったと拝察します。その後は平年並みの天候が続きましたが、七月、八月に入り、小雨の記録を更新する中で出穂期を迎えることになり、水需要が集中したことからより用水が行き届かないところが発生しました。そこで、急遽、正支溝代表者の方々に集まって頂き、適正な用水の使用と配分の徹底に努め乗り切ることができました。また、震災の影響による電力不

足に伴い、前年に引き続き揚水機の節電を求められる中で、小雨の影響で使用電力は過去最高を更新し、八月の臨時総代会で電力料金の予算を増額補正する事態となりましたが、関係組合員のご協力の下、最上川とその恵を導く最上川

さみだれ大堰のおかげで、排水路からくみ上げる仮設ポンプを何台も設置するような従来型のかんばつ対策には至らず、平年作以上の収量に恵まれ、豊作の秋を喜ぶことができました。関係各位にはこの場を借りてお礼申し上げます。

なお、揚水機の木曜休止については、来年度も節電対策の状況に応じ、期間延長など今年並みの対応を図っていく所存ですので、一層のご協力をお願い申し上げます。

さて、消費税増税、TPP交渉参加の有無、原発の是非を含むエネルギー問題を主な争点として、衆議院選挙が行われました。自民党・公明党大勝の選挙の結果を受

け、農政にも政権交代による変革のきざしが感じられますが、現場を担う私たちは、地域の知恵と力を結集し、今まで築いてきた地域の資源を次代へつないで行く責務があると、思いを新たにしているところです。

また、昨年度の国営事業完了を受け、永年の課題でありました組織の合理化と適正化を進めるため、平成二十四年度末をもって最上川下流右岸土地改良区連合を解散し、共同管理委員会での運営に移行します。

このため、大町溝、日向川両土地改良区の維持管理計画書土地改良区の管理する施設と管理の方法を記載した書面の変更が必要となり、組合員の皆様からは、その変更に同意を頂戴することになりました。

最上川下流右岸土地改良区連合の組織変革は、経常経費の合理化と適切な施設の維持管理を推進し、その結果として農家負担の軽減を目指す大きな組織改革の一步です。改めて組合員の皆様、地域の皆様のご理解とお力添えをお願いする次第です。

最後に、本年も穏やかに多き年となりますよう、また、組合員の皆様のご健康とご多幸をご祈念申し上げます、新年のご挨拶いたします。

あけましておめでとうございませす

大町溝土地改良区

理事長 佐藤 良

副理事長 伊藤 幹雄

会計係理事 平向 徳正

理事 須田 正弘

同 富樫 賢一

同 石川 巖

同 阿曾 兼太

同 田中 修一

同 高橋 文男

総括監事 齋藤 久太郎

監事 木村 隆

同 佐藤 孝喜

同 外職員一同

維持管理計画書の変更 組合員の皆さん同意をお願いします

維持管理計画書とは？

土地改良区の管理している施設が記載されているものであり、これに基づいて施設の維持管理が行われております。

今回の変更点は？

最上川下流右岸土地改良区連合解散に伴う管理施設の追加と日向川土地改良区との共同管理及び昭和51年度以降には場整備事業等で造成・整備された施設の加入、廃止が主な変更内容です。その他、受益面積や組合員数が変更となります。

なお、この変更に伴い賦課金の変更はなく、将来の負担軽減が期待されることとなります。

(主な変更点)

- ①最上川下流右岸土地改良区連合解散に伴う管理施設の日向川土地改良区との共同管理
- ②市町村合併に伴う住所変更
- ③国営農業水利事業の造成による新規施設加入、廃止
- ④ほ場整備事業に伴う施設（揚水機場、用排水路）の加入、廃止

同意書への署名捺印の時期は？

平成25年1月から2月にかけて集落単位に説明会を予定しており、後日ご案内いたします。

※変更についての詳細は区報と一緒に配布されました「署名捺印のお願い」をご覧ください。

平成24年度 第1回臨時総代会の開催

平成24年8月28日(火)午前9時30分から、総代40名の内39名の出席の上、38番齋藤一総代の議長により、平成23年度一般会計及び特別会計収入支出決算並びに財産目録の承認、平成24年度補正予算の全16議案を全員賛成で可決されました。



平成24年度第1回臨時総代会



議長 齋藤 一 総代

最上川下流右岸土地改良区連合 平成24年度第1回臨時総会の開催

平成24年8月22日(水)午前10時から開催され、平成23年度一般会計及び特別会計収入支出決算並びに財産目録の承認、役員候補欠選挙等の全4議案を全員賛成で可決されました。

平成24年度第2回臨時総会の開催

平成24年10月18日(木)午後4時から開催され、役員総選挙が行われました。
任期は平成24年10月27日より4年間となります。(但し、解散までの期間となります。)

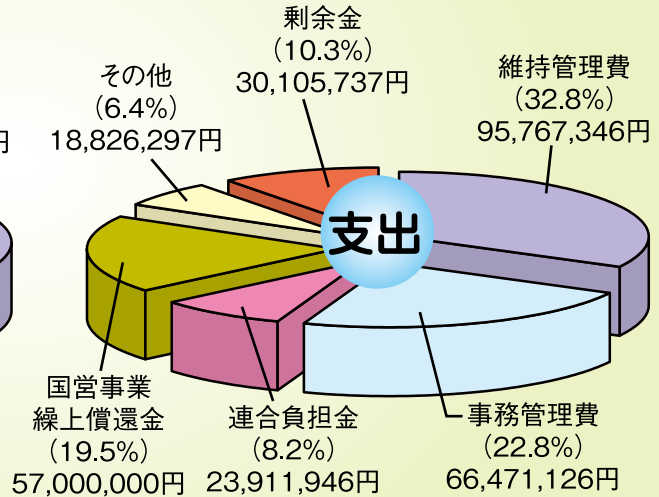
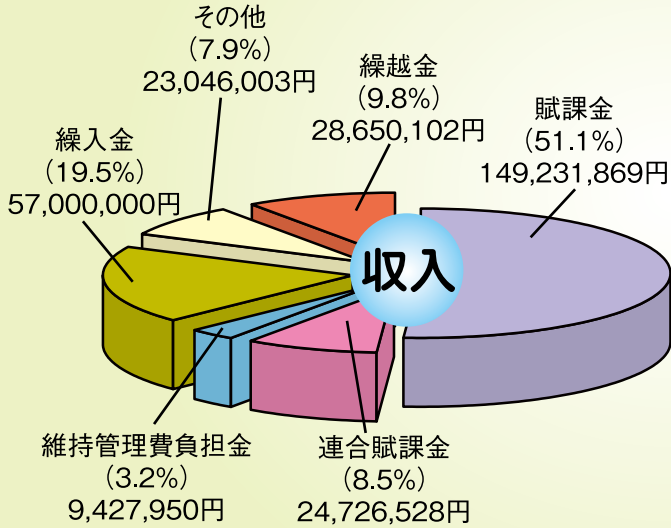
就任された役員

- | | | |
|---------|-------|------------|
| 理事長 | 佐藤 良 | (大町溝土地改良区) |
| 副理事長 | 富樫善弘 | (日向川土地改良区) |
| 会計係理事 | 伊藤幹雄 | (大町溝土地改良区) |
| 庶務係理事 | 那須博義 | (日向川土地改良区) |
| 用水調整係理事 | 平向徳正 | (大町溝土地改良区) |
| 用水調整係理事 | 杉山春夫 | (日向川土地改良区) |
| 総括監事 | 齋藤久太郎 | (大町溝土地改良区) |
| 監事 | 阿部甚一 | (日向川土地改良区) |

大町溝土地改良区 平成23年度決算状況

☆一般会計

収入 292,082,452 円
 支出 261,976,715 円
 差引額 30,105,737 円 平成24年度に繰越す



☆特別会計

単位(円)

特別会計名	収入決算額	支出決算額	差引額	備考
県営土地改良事業	396,437,509	306,493,532	89,943,977	平成24年度に繰越す
団体営土地改良事業	68,726,746	46,253,434	22,473,312	平成24年度に繰越す
担い手育成支援事業	12,309,168	12,287,000	22,168	平成24年度に繰越す
緊急支援事業	98,671,663	98,670,000	1,663	平成24年度に繰越す
役員退任慰労金積立金	1,379,524	0	1,379,524	平成24年度に繰越す
地区除外決済金積立金	117,040,460	17,750,313	99,290,147	平成24年度に繰越す
土地改良事業積立金	190,399,023	40,012,148	150,386,875	平成24年度に繰越す
職員退職給与金積立金	89,871,057	29,359,000	60,512,057	平成24年度に繰越す
準備基金積立金	15,117,687	1,584,461	13,533,226	平成24年度に繰越す

会計課よりのお知らせ

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれています。また、ほ場整備事業等の償還金は債務返済のための資金であり、未収金が発生すると、ほ場整備を行った地区全体に大変な迷惑がかかるとともに、賦課金の徴収率にも影響しますので、必ず期限内に納入してください。なお、個別の案件では、国税徴収法の例により**農地を処分し未納解消する事例**も発生しています。

未収金が発生した場合、土地改良区として個別に対応を行っております。対象者が農地の処分を希望する場合、農業委員会等と連携し処分を進めています。

平成22年度より期限内完納団体表彰は、一般会計賦課金1期、2期と償還関係賦課金の全てを納期限内に完納となった場合に対象となっています。

組合員の皆様には今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

農地の拡大を考えておられる方は、大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 会計課 まで連絡願います。

一般会計・各地区償還関係 未収賦課金の状況

平成24年5月31日現在（単位：円）

賦課種別	未収賦課金	内 訳	
		平成23年度	平成22年度以前
一般会計賦課金	2,512,646	683,512	1,829,134
団体営事業			
南田沢第二地区 償還賦課金	0	0	0
上郷溝地区 償還賦課金	0	0	0
石名坂地区 償還賦課金	0	0	0
山寺地区 償還賦課金	872,464	160,080	712,384
飛鳥地区 償還賦課金	0	0	0
県営事業			
飛鳥地区排水対策 償還賦課金	0	0	0
内郷地区 償還賦課金	1,404,432	238,577	1,165,855
山元地区 償還賦課金	147,003	0	147,003
南平田地区 償還賦課金	575,020	55,547	519,473
西平田地区 償還賦課金	1,009,611	378,290	631,321
中平田南地区 償還賦課金	0	0	0
大正溝地区 償還賦課金	1,281,808	442,391	839,417
砂越地区 償還賦課金	992,871	300,475	692,396
中平田西地区 償還賦課金	144,796	23,725	121,071
飛鳥砂越地区 償還賦課金	0	0	0
計	8,940,651	2,282,597	6,658,054
※ 平成24年12月19日現在 未収賦課金計	6,848,757	平成24年度の未収賦課金も含む。	

平成24年度 視察・研修・校外活動等のようす

● 農業体験学習 (2012/5/17 田植え・10/3 稲刈り) 酒田市立松山小学校 5年



苗を大切に植え付けました



手刈りとコンバインの両方を体験しました

● 校外学習 (2012/8/31) 酒田市立松原小学校 4年

大町溝の役割と小牧川の源流についての校外学習で来所いただきました



第三揚水機等の見学 (大町溝資料館)



4年1組の皆さん



遠隔操作施設の見学 (水管理中央管理所)



4年2組の皆さん



区域図パネルの見学 (大町溝事務所)



4年3組の皆さん

●コミュニティ活動・農地・水・環境保全活動 (2012/7/29)

「水の旅」(郡鏡・山谷コミュニティ振興会・郡鏡地域農地・水・環境保全組織)



水路に住む生き物の調査と魚のつかみ取り



「魚と子どもたちの真剣勝負！」

●農業体験学習 (2012/7/6)

酒田市立第三中学校 2年



職場(農家)体験中 視察研修

●視察 (2012/7/3)

水土里ネット こおりえ (宮城県)



土地改良区役員 視察研修

その他多くの団体より視察研修いただきました。掲載の写真については、大町溝土地改良区ホームページよりご覧いただけます。URL : <http://www.o-machikou.info/>

☎ 学校やコミュニティ振興会及び自治会研修活動の場として活用下さい。

★問い合わせ 大町溝土地改良区 総務課 庶務係 久松まで ☎0234-52-2350

総代研修の報告 (2012/6/21~23) 27名の総代の参加により

土地改良区運営、かんがい用水の確保、土づくりについて研修 (北海道)

●研修先 旭川土地改良区・北海道開発局 忠別ダム管理事務所・スガノ農機 土の館



土地改良区連合構成の組織運営



広域的な かんがい用水の供給



土づくりの重要性を学ぶ

平成24年 大町溝土地改良区賦課金 是認額一覽表 重要

科 目	工 区 等	10a当り賦課金(円)	是認割合	是認額(円)
一 般 会 計		5,750	100.0%	5,750
県営特別会計	飛鳥地区排水対策	1,295	100.0%	1,295
	内郷地区	6,735	100.0%	6,735
	山元地区	※今年度は賦課金の徴収が無く是認額は該当なし		
	中平田東地区	※平成23年度で償還が完了のため是認額は該当なし		
	同 (H19繰上償還分)	4,816	100.0%	4,816
	南平田地区	4,155	100.0%	4,155
	同 (H17繰上償還分)	6,670	100.0%	6,670
	西平田地区	田 13,645	73.3%	10,000
	同	畑 8,190	100.0%	8,190
	同 (H19繰上償還分)	田 9,672	100.0%	9,672
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,803	100.0%	5,803
	中平田南地区	田 12,670	82.9%	10,501
	同	畑 7,600	100.0%	7,600
	同 (H19繰上償還分)	田 9,060	100.0%	9,060
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,436	100.0%	5,436
	大正溝地区	13,420	79.8%	10,713
	砂越地区	田 11,330	88.3%	10,000
	同	畑 6,800	100.0%	6,800
	同 (茨野新田H10繰上償還分)	9,135	100.0%	9,135
	同 (H12繰上償還分)	田 8,846	100.0%	8,846
	同 (H12繰上償還分)	畑 5,307	100.0%	5,307
	同 (H19繰上償還分)	田 9,514	100.0%	9,514
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,709	100.0%	5,709
	中平田西地区	8,485	100.0%	8,485
	同 (H14繰上償還分)	7,553	100.0%	7,553
	飛鳥砂越地区	6,425	100.0%	6,425
檜橋地区(H9繰上償還分)	5,224	100.0%	5,224	
団体営特別会計	南田沢第二地区	540	100.0%	540
	飛鳥地区	5,030	100.0%	5,030
	山寺地区	15,145	66.0%	10,000
	上郷溝地区	※今年度は賦課金の徴収が無く是認額は該当なし		
	石名坂地区	※今年度は賦課金の徴収が無く是認額は該当なし		

是認額一覽表は確定申告時に必要となります。

各地区是認額についての注意事項

- ・ 10a当たりの賦課金が10,000円未満の地区は全額
- ・ 10a当たりの賦課金が10,000円以上の地区は、必要経費の試算により最低でも10,000円
- ※ 詳しい内容のお問い合わせは、大町溝土地改良区総務課財務係までお願いします。

☆是認額について

土地改良区に納付した賦課金については確定申告に際し、全額必要経費としてみとめられる性質のものではありません。

一定の是認(ぜにん)割合で掛けた是認額が必要経費として認定されることとなっております。

☆是認割合の算定

“ほ場整備の実施により農地の価値が上がった分を個人の**永久資産**ととらえ、農業経費としては認められない。”

という税務上の判断から、工事費の中からその**永久資産経費を除き**、工事費に対する繰延資産取得率(事業費全体の中で道水路工事費等の占める割合)をほ場整備実施地区毎に算定し、計算した金額が是認額となっております。

☆是認額の計算式

(賦課額より維持管理費を除いた額×繰延資産取得率(注1)) + 維持管理費(注2) = 地区是認額

$$\frac{\text{地区是認額}}{\text{地区面積}} = 10\text{aあたり是認額}$$

$$\frac{\text{繰延資産取得率}}{C+C'}/A = C/D$$

事業費(取得費)の内訳			
B	C	B'	C'
永久資産	繰延資産	共通経費	
整地工 用地補償 換地費	用排水工 道路工 暗渠排水 客土工 営繕費	工事雑費 測量試験費 事務費	
←	→		
←	A		→

注1・・・繰延資産取得率とは、事業費全体の中で道水路工事費等の占める割合です。

注2・・・維持管理費とは、賦課事務費と当年の償還利子額を合わせた額です。

大町溝土地改良区のホームページ (<http://o-machikou.info/>) に掲載されておりますので活用ください。

※問い合わせ先：大町溝土地改良区 総務課 財務係 まで ☎0234-52-2350

**税務署からの
お知らせ**

さらに便利で使いやすく!
ネットでもどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

確定申告は便利なe-Taxで

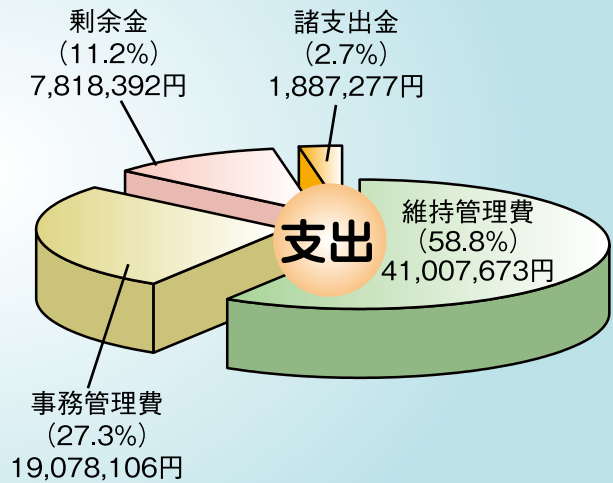
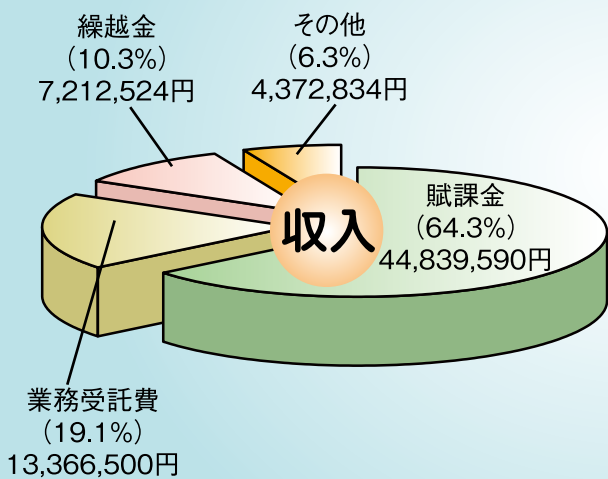
- 国税庁ホームページから電子申告
- 最高 3,000円の税額控除
(H19年分からH24年分の間でいずれか1回)
- 添付書類の提出省略
- 還付申告がスピーディー

詳しくは、e-Taxホームページで <http://www.e-tax.nta.go.jp/> 税務署

最上川下流右岸土地改良区連合 平成23年度決算状況

☆一般会計

収入 69,791,448円
 支出 61,973,056円
 差引額 7,818,392円 平成24年度に繰越す



☆特別会計

単価(円)

特別会計名	収入決算額	支出決算額	差引額	備考
自動車償却及び購入基金	1,972,851	1,800,000	172,851	平成24年度に繰越す
職員退職給与金	12,304,749	290,600	12,014,149	平成24年度に繰越す
褒賞金	383,107	68,300	314,807	平成24年度に繰越す
事務所整備資金	372,308	0	372,308	平成24年度に繰越す
財政調整資金	43,744,349	0	43,744,349	平成24年度に繰越す

☆最上川下流右岸土地改良区連合所属土地改良区の現状

項目	大町溝土地改良区	日向川土地改良区	合計
地区総面積	2,919.8ha	5,599.1ha	8,518.9ha
内 連合関係面積	2,796.0ha	3,450.5ha	6,246.5ha
組合員数	1,445人	3,241人	4,686人
内 連合関係組合員数	1,385人	1,644人	3,029人

=農地の移動・転用は忘れずに届出下さい=

相続による名義変更後も届出が必要となります

◎大町溝では、賦課金算出の基となる面積を毎年2月末日現在で決定しております。平成25年度の賦課面積移動の届け出は**2月28日(木)まで**となっており、**農地の権利等に移動があったときは組合員自ら土地改良区に届出**していただくことになっております。**農地を転用等する場合も速やかに大町溝に届出**をしていただくようお願いいたします。心当たりのある方は、**忘れずに届出下さい**。また、**届出に必要な下記書類を持参**のうえ、変更の手続きをしていただくようお願いいたします。なお、**農業委員会や農協・農業共済組合の手続きだけでは大町溝の面積は変わりません**ので「**必ず届出**」をお願いします。

各様式は大町溝土地改良区のホームページ (<http://o-machikou.info/>) より印刷できます。

※問い合わせ先 **大町溝土地改良区** ☎0234-52-2350 **総務課 財務係**まで

☆所有権、耕作権等の変更の場合の手続き

所有権移転		使用収益権移転	資格喪失(解約)
売買・贈与・交換	相 続	後継者移譲(使用貸借) 農業経営者変更貸借	
①新現資格者双方の 印鑑 ②から⑤のいずれかの 書類の写しを添付 ②農業委員会長の確認印 または 土地登記簿謄本 (法務局より) ③土地権利書 ④農地法第3条許可書 (農業委員会より) ⑤農用地利用集積計画書の 許可書(農業委員会より)	①新資格者の 印鑑 ②または③の 書類の写しを添付 ②土地登記簿謄本 (法務局より) ③土地権利書 ※ 死亡年月日を明記 (現資格者の印は不要)	①新現資格者双方の 印鑑 ②または③の 書類の写しを添付 ②農業委員会長の確認印 または 農地法第3条許可書 (農業委員会より) ③農用地利用集積計画書の 許可書 (農業委員会より)	①新現資格者双方の 印鑑 ②農業委員会長の確認印 または 農地法第18条の確認通知書 (合意解約)の写しを添付 (農業委員会より)

※各種手続きの際に、賦課金引落し口座の確認可能な書面を持参下さい。

その他

- ・住所が変更となった場合は、**住所変更届**の提出が必要。
- ・賦課金引落し口座の変更の場合は、**貯金口座振替(変更)依頼書**(通帳印が必要)の提出が必要。
- ・農地の分合筆した場合は **大町溝土地改良区 財務係**までお知らせ下さい。

☆農地を転用(農地転用等の通知)する場合の手続き

手続き原因項目 必要書類	農地法第4条転用 (自己所有地を地目変更)	農地法第5条転用 (自己所有地以外を地目変更)	公共事業買収に伴う転用
通知書への記載事項	転用組合員名・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員名(現在の組合員)・印鑑 転用関係者名(新たな取得予定者)・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員からの申し出
位置図	○	○	
公図(写し)	○	○	丈量図
登記簿謄本	○	○	地積計算書
その他			事業概要書
	↓ 決済金を納入後、意見書の交付を受け、地区除外となる。 ↓ 意見書を農業委員会に提出し転用の手続きを取る。		決済金を納入後、地区除外となる。

公共事業による農地の買収があった時は、**大町溝 総務課 財務係**までご一報下さい。(☎0234-52-2350)

大町溝土地改良区 管理施設の使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設(用排水路・農道等)を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。(承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。)

なお、使用を中止した場合については、速やかに廃止届の提出をお願いします。

※他目的使用の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名で提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に使用料を納入し使用していただくこととなります。(取扱手数料2,000円)

◎申請書、使用料又は阻害補償料については、大町溝土地改良区 管理係へ問い合わせ下さい。

※浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に使用料を納入し使用していただくこととなります。(取扱手数料7,000円)

◎申請書、浄化水及び排水放流使用料については、大町溝土地改良区 管理係へ問い合わせ下さい。

※ 問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 管理係 まで

財務状況のあらまし

☆長期借入金の状況

※年度当初の借入実績であり、償還計画については5月号をご覧ください。



事業名	未償還元金(千円)	償還終了年度	事業名	未償還元金(千円)	償還終了年度
南田沢第二地区かんがい排水事業	275	H26	大正溝地区ほ場整備事業	151,274	H33
飛鳥地区排水対策特別事業	587	H24	砂越地区ほ場整備事業	140,241	H35
飛鳥地区区画整理事業	1,267	H25	中平田西地区ほ場整備事業	73,508	H31
山寺地区区画整理事業	26,824	H28	飛鳥砂越地区ほ場整備事業	5,024	H25
西平田地区ほ場整備事業	118,804	H25			
中平田南地区ほ場整備事業	195,707	H32	合 計	713,511	

☆平準化事業資金借入金の状況

※年度当初の借入実績であり、償還計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金(千円)	償還終了年度	事業名	未償還元金(千円)	償還終了年度
上郷溝地区区画整理事業	23,360	H28	南平田地区ほ場整備事業	39,970	H30
石名坂地区区画整理事業	5,870	H28	西平田地区ほ場整備事業	117,960	H33
飛鳥地区区画整理事業	24,370	H33	中平田南地区ほ場整備事業	8,540	H33
山寺地区区画整理事業	36,800	H33	大正溝地区ほ場整備事業	3,050	H30
内郷地区ほ場整備事業	105,700	H31			
山元地区ほ場整備事業	60,410	H30	合 計	426,030	

☆区有財産の状況

◎土地(宅地) 4,457.36㎡ 	◎山林(山林等) 393,664.16㎡ 	◎土地改良施設 20,631.24㎡ 	◎建物(面積) 876.18㎡ 	◎自動車 7台 	◎バイク・スクーター 3台 	◎有価証券 出資金 1,353,500円
---	--	--	---	--	---	----------------------------